

令和4年度

定期監査結果報告書

(含 公の施設の指定管理者監査結果報告書)

令和5年3月
玉野市監査委員

玉 監 第 1 7 2 号
令和 5 年 3 月 2 2 日

玉 野 市 長	柴 田 義 朗 様
玉 野 市 議 会 議 長	高 原 良 一 様
玉 野 市 教 育 長	妹 尾 均 様
玉 野 市 会 計 管 理 者	近 藤 小 太 郎 様
玉 野 市 農 業 委 員 会 会 長	大 西 敏 夫 様
玉 野 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	小 川 栄 一 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男
玉野市監査委員 小 泉 馨

令和 4 年度 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度の定期監査を実施したので、
同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

第1 監査の基準

監査は、玉野市監査基準（令和2年3月27日玉野市監査委員告示1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

第4 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施した。また、行政監査の視点に立った監査や、補助金を30万円以上支出している団体についても、決算書の提出を求め、財政援助団体監査の視点でも監査を実施した。

第5 監査の対象及び日程

実施日	監査の対象
令和4年10月14日(金)	和田公民館、玉公民館、 和田幼稚園、田井幼稚園、荘内南幼稚園、日比幼稚園
令和4年10月17日(月)	宇野幼稚園、荘内幼稚園
令和4年10月24日(月)	水道課、玉原公民館、教育サポートセンター
令和4年10月28日(金)	下水道課、日比公民館、 玉野備南高校、生涯学習センター、視聴覚ライブラリー
令和4年11月4日(金)	競輪事業課、東児公民館、山田公民館
令和4年11月11日(金)	健康増進課、八浜公民館、田井公民館
令和4年11月18日(金)	荘内公民館、 消防本部(消防総務課、予防課、警防課、消防署)
令和4年11月25日(金)	商工観光課、海洋博物館、玉野商工高校
令和4年12月26日(月)	会計課、選挙管理委員会事務局、秘書広報課
令和5年1月17日(火)	公共施設交通政策課、総合政策課
令和5年1月24日(火)	病院事業管理課、協働推進課(日の出ふれあい会館含む)
令和5年1月31日(火)	税務課
令和5年2月7日(火)	保険年金課、土木課
令和5年2月14日(火)	都市計画課、財政課
令和5年2月21日(火)	人事課、農林水産課、農業委員会事務局

*幼稚園6園においては、今般のコロナ禍の状況を踏まえ、書類審査のみとし、現地での監査は実施していない。

第6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理に検討、改善を要する点も見受けられた。

また、指摘事項とされたものについては、それぞれ必要な措置を講じた報告書を作成の上、監査委員へ提出されたい。【提出期限 令和5年3月31日(金)】

指定管理者施設については、いずれも所管部署による継続的評価が行われており、概ね良好な管理がなされていた。

以下の所見を述べることとし、軽易な注意事項についてはその都度指摘し、改善するよう指導したので記述から省略した。

[共通事項]

- (1) 今年度の監査では、補助金交付申請書、助成金申請書、使用許可申請書の一部に、摩擦熱によってインクが透明になるボールペン（以下「消せるボールペン等」という。）を使用して記載し、市民等より提出されていたものが見受けられた。消せるボールペン等の使用については、（平成29年9月4日付け総内第142号、会内第32号）で通知されているように公文書の作成においては禁止されている。このことは令和3年度定期監査でも全般的事項として、記載しており、市民等から提出される文書についても同様に使用出来ないことを認識の上、適正な公文書の管理に努めるよう、周知徹底することを要望している。黒色の消せるボールペン等で書いた文字と、通常黒色の油性ボールペン等で書いた文字の判別は非常に難しい。また、メーカーの注意事項にもあるように、直射日光のあたる場所や高温になる場所への一時的な保管の際には、意図せずともインクが透明になり、消える恐れがあることにも留意すべきである。

これらのことから、消せるボールペン等の使用については、市の収支に関する証拠書類への使用は不適切であることを再度要望するものである。市が受理する書類に消せるボールペン等が使用されないように、申請案内等や窓口での注意喚起を行っていくことが必要であると考えます。

- (2) 見積書、請求書等の日付は、業者等が記入するものであり、「職員が記入する行為」は改ざんが疑われ、さらに、日付が空欄の請求書を受領することは、支払期限が定まらないことになり、支払遅延行為が疑われることを理解し、適正な執行を心掛けるよう望む。
- (3) 市民が使用する施設においては、安全面を第一に考え、修繕等の必要性が認められる場合は、早急に修繕等を行う等、適切な施設管理を行うよう望む。

[個別事項]

◆公共施設交通政策課

- ・特になし。

◆病院事業管理課

- ・特になし。

◆総合政策課

- ・共通事項以外特になし。

◆秘書広報課

- ・特になし。

◆人事課（指摘事項）

- ・支出負担行為決議書の副市長決裁漏れがあった。
- ・入札予定価格の誤記載があった。

◆協働推進課（日の出ふれあい会館含む）

- ・特になし。

◆財政課（指摘事項）

- ・支出負担行為決議書等において見積書、納品書、請求書に宛名の記載が漏れていた。

◆税務課

- ・特になし。

◆保険年金課

- ・特になし。

◆健康増進課

- ・共通事項以外特になし。

◆商工観光課

- ・共通事項以外特になし。

◆海洋博物館

- ・特になし。

◆農林水産課（指定管理者施設：玉野市農林水産振興センター）、農業委員会事務局

- ・共通事項以外特になし。

◆競輪事業課

- ・特になし。

◆土木課

- ・特になし。

◆都市計画課（指定管理者施設：都市公園及び深山センターハウス、宇野駅前駐車場、玉駐車場、宇野駅前駐輪場）

- ・共通事項以外特になし。

◆水道課

- ・特になし。

- ◆下水道課
 - ・特になし。
- ◆消防本部（消防総務課、予防課、警防課、消防署）
 - ・特になし。
- ◆会計課
 - ・特になし。
- ◆選挙管理委員会事務局
 - ・特になし。
- ◆田井公民館
 - ・特になし。
- ◆玉公民館
 - ・特になし。
- ◆玉原公民館
 - ・特になし。
- ◆和田公民館
 - ・特になし。
- ◆日比公民館
 - ・特になし。
- ◆荘内公民館
 - ・特になし。
- ◆八浜公民館、大崎公民館
 - ・特になし。
- ◆山田公民館
 - ・特になし。
- ◆東児公民館、鉾立公民館
 - ・特になし。
- ◆田井幼稚園
 - ・特になし。
- ◆宇野幼稚園
 - ・特になし。
- ◆和田幼稚園
 - ・特になし。
- ◆日比幼稚園
 - ・特になし。
- ◆荘内幼稚園
 - ・特になし。
- ◆荘内南幼稚園
 - ・特になし。

◆玉野備南高校、生涯学習センター、視聴覚ライブラリー

・特になし。

◆玉野商工高校

・共通事項以外特になし。

◆教育サポートセンター

・共通事項以外特になし。

第7 その他必要と認める事項

委託契約等の契約方式については、地方自治法第234条第2項により原則として一般競争入札によらなければならないとされており、随意契約は法に定められた場合にのみ行うことができる（地方自治法施行令第167条の2第1項）。今回の監査において、この点について概観したところ、土木工事等に係る請負契約を除き、その過半が随意契約により実施されている。

このことが直ちに違法となるものではないが、入札による契約は予算の無駄がなく、公平かつ透明なものとされている。反面、契約締結に至るまで手続が煩雑で手数を要することから、類型化された随契理由を示し契約を行っているのではないかと思料される。

厳しい市の財政状況も勘案し、随意契約に安易に依存するのではなく、原則に立ち返った契約方式となるよう見直しをされたい。